

千曲市立学校管理規則の一部を改正する規則について

教育総務課

千曲市立学校管理規則（平成15年千曲市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「、学校評議員等を通じて」を削る。

第9条を次のように改める。

（学校評価）

第9条 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

3 学校は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

4 学校は、前項の規定による評価を学校運営委員会において実施するものとする。

5 学校は、第1項の規定による評価の結果及び第3項の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。

第28条を次のように改める。

（学校運営委員会）

第28条 学校は、当該学校支援及び当該学校の運営に関して協議する機関として、学校運営委員会を置くものとする。

2 校長は、当該学校の運営に関する事項について、学校運営委員会に意見を求めることができる。

3 学校運営委員会は、当該学校の運営に関する事項について、校長に対して意見を述べることができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

千曲市教育長 赤地 憲一

## 条例、規則等制定提案理由書

|   |  |
|---|--|
| 条例、規則等の名称   | 千曲市立学校管理規則   |
| 制定区分<br>(該当字句を<br>○で囲む)   | 新規 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部改正</span> 全部改正 |
| 制定する根拠<br>及びその内容<br>(法令、準則等<br>の名称)   |  |
| <p><u>提案理由</u></p> <p>「学校評議員」廃止に伴い、「学校評議員」の条文を「学校運営委員会」に変更したい。</p> <p>また、それに伴い、学校運営等の自己評価を踏まえた「当該学校の保護者や学校関係者」による学校評価となるように改正したい。</p> |  |

千曲市立学校管理規則（平成15年千曲市教育委員会規則第8号）新旧対照表

| 現行   | 改正後   |
|--|---|
| <p>(教育課程の編成、支援、説明及び届出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、編成した教育課程について、<u>学校評議員等を通じて</u>、児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び地域住民に説明しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(教育課程の自己評価)</u></p> <p>第9条 <u>学校は、年度末に自校の教育課程の実施結果について評価を行い、校長は、それを教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(学校評議員)</u></p> <p>第28条 <u>学校に学校評議員を置く。</u></p> <p>2 <u>学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるものとする。</u></p> <p>3 <u>学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p> | <p>(教育課程の編成、支援、説明及び届出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、編成した教育課程について_____、児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び地域住民に説明しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(学校評価)</u></p> <p>第9条 <u>学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の評価を行うに当たっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</u></p> <p>3 <u>学校は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</u></p> <p>4 <u>学校は、前項の規定による評価を学校運営委員会において実施するものとする。</u></p> <p>5 <u>学校は、第1項の規定による評価の結果及び第3項の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。</u></p> <p><u>(学校運営委員会)</u></p> <p>第28条 <u>学校は、当該学校支援及び当該学校の運営に関して協議する機関として、学校運営委員会を置くものとする。</u></p> <p>2 <u>校長は、当該学校の運営に関する事項について、学校運営委員会に意見を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>学校運営委員会は、当該学校の運営に関する事項について、校長に対して意見を述べることができる。</u></p> |